

令和8年8月7日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部
管理課長 青嶋 亜紀子

溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する
暫定的な不当廉売関税の発動について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記のことについて、関税定率法第8条第9項及び第37項の規定に基づき、「溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」(令和8年政令第254号)が制定され、下記のとおり、溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して不当廉売関税が発動されることになりました。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 該当物品及び統計品目番号

下表に掲げる物品（溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板）で、令和8年8月8日（土）から同年12月7日（月）までの期間内に輸入されるもの（大韓民国又は中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）を原産地とするものに限る。）

対象となる物品
関税定率法の別表第7210.49号又は第7212.30号に掲げる物品のうち溶融亜鉛めっきをしたもの（次のいずれかに該当するものを除く。） （1）波形にしたもの （2）合金化溶融めっきのもの（そのめっき層の鉄の含有量が当該めっき層の全重量の7%以上の均質な合金のものに限る。） （3）そのめっき層のマグネシウムの含有量が当該めっき層の全重量の2%以上のものであって、当該めっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の5%以上のもの （4）そのめっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の4%以上のものであって、当該めっき層にマグネシウム及びニッケルを含むもの
関税定率法の別表第7225.92号又は第7226.99号に掲げる物品のうち溶融亜鉛めっきをしたもの（その母材（溶融亜鉛めっきをする前の同表第72類の注1（f）のその他の合金鋼をいう。以下同じ。）におけるほう素、マンガン又はチタンのいずれかの含有量が当該母材の全重量に対して同表第72類の注1（f）に掲げる割合以上のものであって、当該母材における同表第72類の注1（f）に掲げるほう素、マンガン及びチタン以外の元素の含有量が当該母材の全重量に対してそれぞれ同表第72類の注1（f）に掲げる割合未満のものに限る。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。） （1）波形にしたもの

(2) バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）
(3) 法の別表第72類の備考1の合金工具鋼のもの
(4) 法の別表第72類の号注1（d）の高速鋼のもの
(5) 合金化溶融めっきのもの（そのめっき層の鉄の含有量が当該めっき層の全重量の7%以上の均質な合金のものに限る。）
(6) そのめっき層のマグネシウムの含有量が当該めっき層の全重量の2%以上のものであって、当該めっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の5%以上のもの
(7) そのめっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の4%以上のものであって、当該めっき層にマグネシウム及びニッケルを含むもの

2. 発動後の税率

対 象	税 率
大韓民国	一般の関税+38% （ただし、下記表1左欄に掲げる生産者により生産された溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板にあっては、それぞれ同表の右欄に定める税率）
中国	一般の関税+55.3% （ただし、下記表2左欄に掲げる生産者により生産された溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板にあっては、それぞれ同表の右欄に定める税率）

表1

生 産 者	税 率
セア・コーテッド・メタル・コーポレーション（SEAH COATED METAL CORPORATION）	一般の関税+30.6%
ドンクック・コーテッド・メタル・カンパニー・リミテッド（DONGKUK COATED METAL CO., LTD.）	一般の関税+30.6%
ポスコ・カンパニー・リミテッド（POSCO CO., LTD.）	一般の関税+29.2%

表2

生 産 者	税 率
アングアン・スチール・カンパニー・リミテッド（ANGANG STEEL CO., LTD.）	一般の関税+50.1%
ウーハン・アイアン・アンド・スチール・カンパニー・リミテッド（WUHAN IRON & STEEL CO., LTD.）	一般の関税+50.1%
グアンシアン・チュアンシェン・ニュー・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド（GUANXIAN CHUANGSHENG NEW MATERIALS CO., LTD.）	一般の関税+50.1%
ティエンジン・ローリングワン・スチール・カンパニー・リミテッド（TIANJIN ROLLING-ONE STEEL CO., LTD.）	一般の関税+50.1%
バオシャン・アイアン・アンド・スチール・カンパニー・リミテッド（BAOSHAN IRON & STEEL CO., LTD.）	一般の関税+50.1%
バオスチール・チャンジャン・アイアン・アンド・スチール・カンパニー・リミテッド（BAOSTEEL ZHA	一般の関税+50.1%

NJ IANG I R O N & S T E E L C O . , L T D .)	
ビーエックス・スチール・ポスコ・コールド・ロールド・シート・カンパニー・リミテッド (B X S T E E L P O S C O C O L D R O L L E D S H E E T C O . , L T D .)	一般の関税＋50. 1%
ベンガン・スチール・プレート・カンパニー・リミテッド (B E N G A N G S T E E L P L A T E S C O . , L T D .)	一般の関税＋50. 1%
レア・アース・スチール・プレート・カンパニー・リミテッド (R A R E E A R T H S T E E L P L A T E C O . , L T D .)	一般の関税＋50. 1%

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第1部門
(06-6576-3313) までお問い合わせください。